

第141期 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時

■開催場所

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
当行本店9階会議室
(裏表紙のご案内略図をご覧ください。)

郵送またはインターネットによる 議決権行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時15分

当日のご来場につきましては、開催日時点での
ご自身の体調等をご確認のうえ、ご検討くださ
いますようお願い申し上げます。
議決権行使につきましては、郵送またはインタ
ーネットによる事前行使もご活用ください。

株主総会ご出席者へのお土産はございません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345

目次

第141期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のお手続きに ついて	4
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役 を除く）10名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任 の件	14
事業報告	18
計算書類	38
連結計算書類	40
監査報告書	42
株主総会会場ご案内略図	

株 主 各 位

証券コード 8345
2023年6月1日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社 **岩 手 銀 行**
取締役頭取 **岩 山 徹**

第141期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第141期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.iwatebank.co.jp/company/ir/meeting.html>



また、当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所のウェブサイトへアクセスいただく際は、銘柄名（岩手銀行）または証券コード（8345）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 株主総会会場において、新型コロナウイルス感染予防のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営につき大きな変更が生ずる場合には、当行ウェブサイト等（<https://www.iwatebank.co.jp/>）にてお知らせいたします。

1 日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時
2 場 所	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号 当行本店 9階会議室
3 株主総会の 目的事項	報告事項 1.第141期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 2.第141期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人 および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
4 招集に あたっての 決定事項	(1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示 をされたものとして取扱わせていただきます。 (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インタ ーネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。 (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に 行使されたものを有効な議決権として取扱わせていただきます。

以 上

- 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当行定款第16条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - (1) 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「業務の適正を確保する体制」「特定完全子会社に関する事項」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」「その他」
 - (2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - (3) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

郵送による議決権行使



行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご郵送ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時15分送信分まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただき、行使期限までに行使ください。

株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また紙資源節約のため、「第141期定時株主総会招集ご通知」（本書）をご持参ください。

[複数回にわたり行使された場合の取扱い]

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

株主総会資料の電子提供制度に関するご案内

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度（ウェブサイトから閲覧する方法により株主総会資料を提供する制度）が開始されました。なお、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面にてお送りいたします。

電子提供制度および書面交付請求については、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（電子提供制度専用ダイヤル）

電話：0120-696-505（通話料無料）

（受付時間 午前9時～午後5時、土曜・日曜・祝日を除く）



インターネットによる議決権行使のお手続きについて

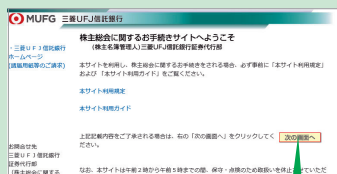
インターネットにより議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。



パソコンによる議決権行使

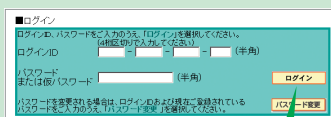
議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



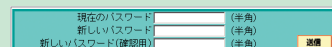
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



送信をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「ログイン用QRコード」はこちら



議決権行使書副票(右側)

ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- パソコン、スマートフォン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに関して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業としての公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としており、株主還元方針において安定配当70円を維持しつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安としております。この方針のもと、第141期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金 45円 これによる配当総額は780,733,800円となります。 年間の配当金は、すでにお支払いしております中間配当金1株につき45円と合わせ、1株につき90円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 4,000,000,000円
増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 4,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じです。）10名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、取締役候補者は指名・報酬諮問委員会の審議を経て適切に指名されており、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
1	(男性) た ぐち さち お 田 口 幸 雄 再任	代表取締役会長	14回/14回 (100%)
2	(男性) いわ やま とおる 岩 山 徹 再任	代表取締役頭取	14回/14回 (100%)
3	(男性) いし かわ けん せい 石 川 健 正 再任	取締役常務執行役員	14回/14回 (100%)
4	(男性) にい さと しん じ 新 里 真 士 再任	取締役常務執行役員	14回/14回 (100%)
5	(男性) きし しん えい 岸 真 英 再任	取締役常務執行役員	11回/11回 (100%)
6	(男性) きく ち ふみ ひこ 菊 地 文 彦 再任	取締役常務執行役員	10回/11回 (90%)
7	(男性) すが わら かず ひろ 菅 原 和 宏 新任	執行役員人事部長	—
8	(男性) みや の や あつし 宮野谷 篤 再任 社外 独立	社外取締役	14回/14回 (100%)
9	(男性) たか はし ゆたか 高 橋 豊 再任 社外 独立	社外取締役	11回/11回 (100%)
10	(男性) あ べ とし のり 阿 部 俊 徳 新任 社外	—	—

(注) 岸真英氏、高橋豊氏は、2022年6月22日の取締役就任後に開催の取締役会11回の全てに、菊地文彦氏は11回のうち10回に出席しております。

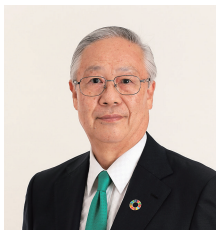
候補者
番号

1

たぐち
田口

さちお (男性)
幸雄 (1953年9月28日生)

再任



取締役会の出席状況
14回／14回 (100%)

所有する当行株式の数
5,200株

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月	当行入行	2010年6月	同	常務取締役	
2003年6月	同	個人営業部長	2013年6月	同	専務取締役
2006年7月	同	執行役員個人営業部長	2014年6月	同	代表取締役頭取
2007年6月	同	執行役員東京営業部長	2022年6月	同	代表取締役会長 (現任)
2009年6月	同	取締役東京営業部長			

取締役候補者とした理由

2009年6月の取締役就任以来、東京営業部長のほか、審査・営業・市場・企画部門等を統括し、2014年6月からは代表取締役頭取を、2022年6月からは代表取締役会長を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

いわやま
岩山

とおる (男性)
徹 (1965年10月15日生)

再任



取締役会の出席状況
14回／14回 (100%)

所有する当行株式の数
1,300株

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2016年6月	同	市場金融部長	
2006年4月	同	仙台営業部長代理	2018年4月	同	執行役員市場金融部長
2008年7月	同	大崎支店開設準備委員長	2019年6月	同	執行役員東京営業部長
2008年11月	同	大崎支店長	2020年10月	同	執行役員総合企画部長
2010年4月	同	総合企画部長代理	2021年6月	同	取締役常務執行役員
2014年4月	同	総合企画部副部長	2022年6月	同	代表取締役頭取 (現任)
2015年4月	同	市場金融部副部長			

取締役候補者とした理由

市場金融部長、東京営業部長、総合企画部長等を歴任し、2021年6月からは取締役を務め、2022年6月からは代表取締役頭取として当行の経営を担っており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者いたしました。



- 取締役会の出席状況
14回／14回 (100%)
- 所有する当行株式の数
1,600株

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4 月	当行入行	2013年 4 月	同	市場金融部長	
2003年11月	同	日高支店長	2016年 6 月	同	東京営業部長
2005年 6 月	同	市場金融部主任調査役	2016年 7 月	同	執行役員東京営業部長
2006年 2 月	同	市場金融部長代理	2019年 6 月	同	常務取締役
2009年 6 月	同	市場金融部副部長	2021年 6 月	同	取締役常務執行役員（現任）
2010年 6 月	同	一戸支店長			（審査部・市場金融部担当）

取締役候補者とした理由

一戸支店長、市場金融部長、東京営業部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2019年6月からは取締役を務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。



- 取締役会の出席状況
14回／14回 (100%)
- 所有する当行株式の数
1,300株

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2018年4月	同	執行役員リテール戦略部長	
2006年4月	同	個人営業部主任調査役	2020年6月	同	常務取締役
2008年4月	同	個人営業部営業推進役	2021年6月	同	取締役常務執行役員（現任） （リスク統括部・事務統括部担当）
2009年10月	同	総合企画部長代理			
2013年4月	同	大槌支店長			
2016年4月	同	リテール戦略部長			

取締役候補者とした理由

大槌支店長、リテール戦略部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2020年6月からは取締役を務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

きし
岸

しん えい (男性)
真英 (1964年8月13日生)

再任



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2019年7月	同 執行役員本店営業部長
2006年10月	同 東京支店副支店長	2022年6月	同 取締役常務執行役員（現任） （営業戦略部・地域貢献部・デジタル推進部担当、営業戦略部長 兼ストラクチャード・ファイナンス室長委嘱）
2007年4月	同 東京営業部長代理		
2009年4月	同 巣子支店長		
2012年10月	同 審査部審査役		
2017年4月	同 審査部長		

■ 取締役会の出席状況
11回／11回（100%）

■ 所有する当行株式の数
700株

取締役候補者とした理由

巣子支店長、審査部長、本店営業部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2022年6月からは取締役を務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

きく ち
菊地

ふ み ひ こ (男性)
文彦 (1965年12月18日生)

再任



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2020年4月	同 出向休職 manordaいわて株式会社 代表取締役
2007年10月	同 総合企画部主任調査役	2022年6月	同 取締役常務執行役員（現任） （総合企画部・総務部担当）
2011年7月	同 総合企画部長代理		
2015年4月	同 総合企画部副部長		
2016年10月	同 平舘支店長		
2018年10月	同 総合企画部付部長		

■ 取締役会の出席状況
10回／11回（90%）

■ 所有する当行株式の数
1,600株

取締役候補者とした理由

平舘支店長、総合企画部付部長等を歴任し、2020年4月から2023年3月の間は、設立から携わったmanordaいわて株式会社（銀行業高度化等会社）の代表取締役を務めており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2022年6月からは取締役を務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7

すがわら かずひろ (男性)
菅原 和宏 (1967年2月28日生)

新任



■ 所有する当行株式の数
1,800株

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2015年4月	同	紫波支店長	
2008年4月	同	人事部主任調査役	2018年4月	同	二戸支店長
2009年4月	同	人事部長代理	2020年10月	同	人事部長
2011年7月	同	茶畑支店長	2021年7月	同	執行役員人事部長（現任）

取締役候補者とした理由

茶畑支店長、紫波支店長、二戸支店長、人事部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な経験を有しております。2021年7月からは執行役員を務めており、これまでの実績を踏まえ、当行の経営を担うに相応しい人材であると判断し、新任の取締役候補者となりました。

候補者
番号

8

みやのや あつし (男性)
宮野谷 篤 (1959年4月3日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



■ 取締役会の出席状況
14回／14回（100%）

■ 所有する当行株式の数
300株

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月	日本銀行入行	2019年6月	ダイビル株式会社取締役	
2008年5月	同	政策委員会室秘書役	2020年6月	当行取締役（現任）
2010年5月	同	金融機構局長	2021年6月	日本貸金業協会公益理事（現任）
2013年3月	同	名古屋支店長	2022年6月	大阪信用金庫非常勤理事（現任）
2014年5月	同	理事大阪支店長	(重要な兼職の状況)	
2017年3月	同	理事（金融機構局・発券局・情報サービス局担当）	株式会社N T Tデータ経営研究所取締役会長	
2018年5月	同	退任	日本貸金業協会公益理事	
2018年6月	株式会社N T Tデータ経営研究所	取締役会長（現任）	大阪信用金庫非常勤理事	

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2018年5月まで日本銀行の理事を務め、現在は株式会社N T Tデータ経営研究所の取締役会長であるほか、日本貸金業協会公益理事や大阪信用金庫非常勤理事を務めております。金融政策に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会で積極的に所感・意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。

また独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

招集
通知

参考
書類

事業
報告

計算
書類

連結
計算書類

監査
報告書



■ 取締役会の出席状況
11回／11回 (100%)

■ 所有する当行株式の数
0株

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1970年3月	株式会社クボタ入社	2017年6月	特定非営利活動法人花巻少年少女創造活動支援協会理事長 (現任)
1974年1月	高源機械株式会社入社	2018年6月	花巻商工会議所会頭 (現任)
1985年1月	同 代表取締役社長	2018年8月	学校法人花巻東高等学校理事 (現任)
1985年2月	高源電機株式会社代表取締役社長 (現任)	2021年1月	株式会社みちのくクボタ代表取締役会長 (現任)
1999年2月	高源興業株式会社代表取締役社長	2022年6月	当行取締役 (現任)
2001年3月	花巻ガス株式会社監査役 (現任)	(重要な兼職の状況)	
2003年5月	岩手県農業機械公正取引協議会会長 (現任)	株式会社みちのくクボタ代表取締役会長	
2008年9月	株式会社岩手クボタ代表取締役社長	高源電機株式会社代表取締役社長	
2012年1月	株式会社みちのくクボタ代表取締役社長	高源興業株式会社取締役会長	
2012年2月	高源興業株式会社取締役会長 (現任)	花巻商工会議所会頭	
2014年5月	農業機械公正取引協議会副会長 (現任)	特定非営利活動法人花巻少年少女創造活動支援協会理事長	
		学校法人花巻東高等学校理事	

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社みちのくクボタなどの企業において長年にわたり代表取締役を務められているほか、花巻商工会議所会頭をはじめ業界団体の要職を務められています。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などに発揮されることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

また独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。



■ 所有する当行株式の数
0株

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年 4 月	東北電力株式会社入社	2022年 6 月	株式会社コアテック取締役 (非常勤) (現任)
2011年 6 月	同 人財部長	2023年 4 月	東北電力株式会社取締役 (現任)
2014年 6 月	同 執行役員東京支社長	2023年 6 月	株式会社コアテック代表取締役会 長 (予定)
2017年 6 月	同 常務取締役お客さま本部長	2023年 6 月	東北電力株式会社取締役退任 (予定)
2018年 4 月	同 取締役 常務執行役員 発電・ 販売カンパニー長	(重要な兼職の状況) 東北電力株式会社取締役 (2023年 6 月退任予定) 株式会社コアテック取締役 (2023年 6 月代表取締 役会長に就任予定)	
2021年 4 月	同 取締役副社長 副社長執行役員発電・販売カ ンパニー長		
2022年 4 月	同 取締役副社長 副社長執行役員コンプライア ンス推進担当 危機管理担当		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2017年6月から東北電力株式会社の常務取締役を務め、2018年4月には取締役 常務執行役員を、2021年4月から2023年3月までは取締役副社長 副社長執行役員を、2023年4月からは取締役を歴任しております。また2022年6月からは株式会社コアテックの取締役 (非常勤) を務めており、2023年6月には同社代表取締役会長に就任予定です。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などに発揮されることを期待し、新任の社外取締役候補者いたしました。

また独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮野谷篤氏、高橋豊氏、阿部俊徳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、宮野谷篤氏、高橋豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 宮野谷篤氏、高橋豊氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 宮野谷篤氏 3年
- 高橋豊氏 1年
5. 宮野谷篤氏が取締役会長を務める株式会社N T T データ経営研究所と当行の間には、取引関係はありません。
6. 高橋豊氏は、当行の取引先である株式会社みちのくクボタの代表取締役会長、高源電機株式会社の代表取締役社長、高源興業株式会社の取締役会長を務めております。当行と3社との間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高および貸出金残高は、当行の総預金残高および総資産残高のそれぞれ1%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
7. 阿部俊徳氏は、当行の取引先である東北電力株式会社の取締役であり、当行と同社との間には通常の銀行取引があります。なお、阿部俊徳氏は、2023年6月開催予定の定時株主総会において、同社の取締役を退任予定であります。
8. 当行は、社外取締役候補者宮野谷篤氏、高橋豊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、阿部俊徳氏が選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、任期途中に同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役千葉祐嗣氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任し、また、監査等委員である取締役藤澤秀一氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者である松本真一氏は、千葉祐嗣氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当行定款の規定により、千葉祐嗣氏の任期満了の時であります2024年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** ふじさわ **藤澤** しゅういち **秀一** (男性)
(1964年11月4日生)

再任



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2016年4月	同	リスク統括部副部長	
2006年4月	同	融資管理部長代理	2017年6月	同	監査部長
2013年4月	同	リスク統括部長代理	2020年7月	同	執行役員監査部長
2013年6月	同	高田支店長	2021年6月	同	取締役監査等委員（現任）

取締役候補者とした理由

営業店長のほか、リスク管理・監査部門での勤務経験を有し、2017年以降、4年間にわたって監査部長を務め、2021年6月からは取締役監査等委員を務めており、取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有していることから、引き続き監査等委員である取締役候補者といえました。

■ 取締役会の出席状況
14回／14回（100%）

■ 監査等委員会の出席状況
14回／14回（100%）

■ 所有する当行株式の数
1,900株



■ 所有する当行株式の数
900株

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2014年10月	同	総合企画部長代理
2007年4月	同 法人営業部主任調査役	2015年4月	同	総合企画部副部長
2008年4月	同 法人営業部営業推進役	2017年4月	同	リスク統括部長
2008年7月	同 お客さまサービス部営業推進役	2019年6月	同	市場金融部長
2009年3月	同 法人営業部営業推進役	2020年7月	同	執行役員市場金融部長
2010年4月	同 地域サポート部営業推進役	2020年10月	同	執行役員東京営業部長
2011年7月	同 湊支店長			(現任)

取締役候補者とした理由

営業店長のほか、企画・リスク管理・市場金融部門での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2020年7月からは執行役員として市場金融部長、2020年10月からは執行役員として東京営業部長を務めており、取締役の職務執行の監査を的確、公正、効率的に遂行できる知識・経験と十分な社会的信用を有していることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 藤澤秀一氏、松本真一氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、任期途中に同内容での更新を予定しております。

以 上

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足することを前提としつつ、社外役員の独立性基準を以下の各要件に該当しないものと定め、原則として社外役員（候補者を含む）が各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものいたします。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている会計専門家または法律専門家等
4. 当行の会計監査人または当該会計監査人の社員等
5. 当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主もしくはその業務執行者
6. 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者もしくはその業務執行者
7. 次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - (1) 上記1. から6. に該当する者
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者
8. その他、当行の一般株主との間で上記1. から7. までは考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者

* 「主要な取引先」の定義

当行を主要な取引先とする者

（通常取引）直近事業年度における売上高に占める当行の割合（2%以上）を基準に判定する

（融資取引）当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が甚大な影響を与える場合

当行の主要な取引先

（融資取引）当行の総資産の1%以上の貸付を行っている場合

（預金取引）当行の総預金の1%以上の預金を受けている場合

取締役のスキル・マトリックス

- ・取締役候補者（監査等委員である社外取締役を除く）が経験を有する分野および当行が監査等委員である社外取締役（候補者含む）に特に期待する分野は、以下のとおりであります。

【社内取締役】

氏 名	当行における予定 の地位	スキル区分						
		経営戦略	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム・IT
田 口 幸 雄	代 表 取 締 役 会 長	○	○	○	○			
岩 山 徹	代 表 取 締 役 頭 取	○		○	○		○	
石 川 健 正	取締役専務執行役員	○	○			○	○	
新 里 真 士	取締役常務執行役員	○	○		○			
岸 真 英	取締役常務執行役員	○			○	○	○	
菊 地 文 彦	取締役常務執行役員	○			○			○
菅 原 和 宏	取締役常務執行役員	○		○	○			
藤 澤 秀 一	取 締 役 監 査 等 委 員		○		○			
松 本 真 一	取 締 役 監 査 等 委 員		○		○		○	

【社外取締役】

氏 名	当行における予定 の地位	スキル区分			
		企業経営	金融	法務	専門領域
宮野谷 篤	取 締 役	○	○		
高 橋 豊	取 締 役	○			○ 地域経済
阿 部 俊 徳	取 締 役	○			○ エネルギー全般
菅 原 悦 子	取締役監査等委員				○ 人材育成（ダイバーシティ &インクルージョン）
渡 辺 正 和	取締役監査等委員			○	
前 田 千香子	取締役監査等委員				○ 人材育成（ダイバーシティ &インクルージョン）

- ・上記一覧表は取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。また各人の有するスキルのうち主なものの最大4つに○を付けております。
- ・監査等委員である社外取締役は最も期待する項目一つに○を付けております。

第141期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 主要な事業内容

当行は、岩手県と隣接地域を営業基盤として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務および信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

2022年度の国内経済については、前半は企業の設備投資が堅調に推移したほか、新型コロナウイルスに係る政府の行動規制がなかったことなどから個人消費が底堅いものとなりましたが、原油などエネルギー価格の高止まりと円安傾向などを要因とした物価高が継続し、経済活動の重しとなりました。一方で、後半は引き続き住宅投資がマイナス傾向となり、原材料などのインフレも継続したものの、政府による観光支援策や入国に係る水際対策の緩和などから個人消費や外需がプラスとなるなど、全体として見ればやや持ち直しの動きが見られた一年となりました。

当行が主たる経営基盤とする岩手県の状況については、住宅投資は主力の持家が弱含みで推移するなどマイナス傾向が続き、公共投資も弱い動きとなりました。また、生産活動は、輸送機械などはプラス傾向となったものの、食料品が弱含みとなったほか足許で電子部品・デバイスもマイナスとなるなど一進一退の動きとなりました。一方で、個人消費については、小売業主要業態ではドラッグストアが二桁台の増加を続けたほか、スーパーやコンビニエンスストアもプラス基調となり、乗用車新車登録・販売台数も9月以降は部品不足などで落ち込んだ前年の反動から増加傾向となるなど、明るさが見られる展開となりました。また、観光では延べ宿泊者数が二桁台の増加となったほか、雇用情勢もおおむね改善傾向で推移するなど、緩やかな回復の動きとなりました。

③ 事業の経過および成果

○中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～To the Next～」

当事業年度は、2019年度から2022年度までの4年間を計画期間とする中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～To the Next～」の最終年度として、事業を営むお客さまの業績改善や向上に向けた各種支援のほか、個人のお客さまに対する安定的な資産形成や利便性向上に資する商品・サービスの提供などを通じて地域の皆さまが抱える課題の解決に努めました。

<事業を営むお客さま>

お客さまの事業内容や成長可能性を的確に把握し、様々なライフステージ（創業期、成長期、安定期、再生期）に応じた経営課題への解決策を提案する事業性理解の取組みを強化するため、当行グループにおける営業人員を増員し、お客さまとの関係強化に努めました。

併せて、お客さまの高度化・多様化する課題に対応するため、本部渉外機能の強化とともに、当行グループ内外および外部機関との連携を強め、お客さまの抱える課題の解決に対するコンサルティングを行うことで、お客さまの企業価値向上を支援しました。

岩手県内における新たな事業の創出に向け、産学の連携による「リエゾナーⅠ研究開発事業化育成資金」の贈呈事業を行っており、当事業年度は8社に計10百万円の事業化育成資金を贈呈しました。これまでの贈呈実績は、延べ139件1億89百万円となります。

<個人のお客さま>

「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、お客さまのライフプランに応じた資産運用コンサルティングの提供、各種セミナーによる情報提供を行いました。

お客さまの利便性向上に向け、お客さまのご都合にあわせいつでもインターネットでお申し込み手続きができる平準払保険（医療・ガン保険）の取扱いを開始しました。また、お客さまがご来店することなく相続手続きが完結する取扱いを開始し、相続手続きを専門に取り扱う「相続センター」を開設しました。

非対面サービスの拡充に関しては、当行が提供する「いわぎんアプリ」上に、カードローンの借入および返済機能、証書貸付における残高照会や繰上返済予約機能、投資信託における運用損益の確認といった機能を拡充しました。

○持続可能な地域社会の実現に向けた取組み

当行では、地域に根差した企業として環境問題に積極的に取組み、持続可能な地域社会づくりに貢献していくことが重要と考え、2021年8月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言へ賛同しました。この提言への対応を促進するとともに、ESG（環境・社会・企業統治）経営に関する取組みを一層推進し、ガバナンスを強化することを目的として、2022年8月、「サステナビリティ推進委員会」を新たに設置し、2023年3月、「サステナビリティ方針」および「気候変動対応に関する目標」を公表しました。

※TCFD提言…TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）は、金融市場安定化の観点から、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受けた金融安定理事会（FSB）が設立した機関。TCFD提言とは、TCFDが公表した、すべての企業に対して、気候変動の「リスク」と「機会」を評価し、それらを経営戦略やリスク管理へ反映させるとともに、財務上の影響を把握・開示することを推奨する最終報告書のこと。

当行における取組みとして、当行およびサプライチェーン上におけるGHG（温室効果ガス）排出量について、「GHGプロトコル（国際基準）」に基づいた算定を開始しました。また、当行「野田支店」では、水力で発電した電気を購入するとともに、同店舗屋上に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギー100%電力の使用を開始しました。

地域における脱炭素社会に向けた取組みとして、当事業年度において岩手県内10市町村と「脱炭素社会の実現に向けた基本合意書」を、洋野町と「岩手県洋野町における増殖溝を活用した藻場の創出・保全活動に係る包括連携協定」を締結しました。

また、脱炭素社会実現への貢献とお客さまの企業価値向上を目的に、脱炭素経営に取り組むお客さまを対象とした「いわぎん脱炭素応援ローン」の取扱いを開始したほか、お客さまのSDGs経営を後押しすることを目的とした「いわぎんSDGs評価・宣言サポートサービス」の提供や、発行手数料の一部を教育施設やSDGsの達成に向けた活動を行っている団体などに寄付する「いわぎんSDGs私募債」を通じて、お客さまとともに地域貢献および地域社会の発展に努めました。

○主要勘定および損益の状況

このような施策のもと、営業活動および地域貢献活動に取り組んだ結果、当行の業績は次のようになりました。

<預金等>

預金等（譲渡性預金を含む）は、公金預金が減少したことなどから、前期末比115億円減少し、期末残高は3兆4,415億円となりました。

また、預り資産は、保険の残高が増加したものの、投資信託や公共債の残高が減少したことから、前期末比3億円減少し、期末残高は3,383億円となりました。

<貸出金>

貸出金は、中小企業向け貸出や個人向け貸出が増加したことなどから、前期末比682億円増加し、期末残高は2兆182億円となりました。

<有価証券>

有価証券は、国債や地方債などの残高が減少したことから、前期末比769億円減少し、期末残高は1兆761億円となりました。

<損益の状況>

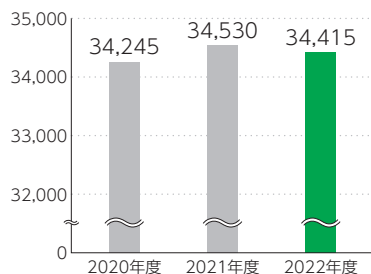
経常収益は、有価証券利息配当金などの資金運用収益が減少したものの、国債等債券売却益や株式等売却益が増加したことにより、前期比29億34百万円増収の420億58百万円となりました。

経常費用は、営業経費が減少した一方で、国債等債券売却損や国債等債券償還損が増加したことなどにより、前期比49億90百万円増加の359億89百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比20億56百万円減益の60億68百万円となりました。経常利益は減少したものの、特別損失や税金費用が減少したことにより、当期純利益は前期比1億73百万円増益の51億7百万円となりました。

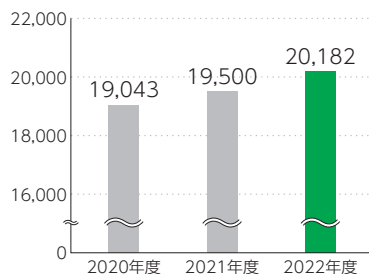
■ 預金等

(単位：億円)



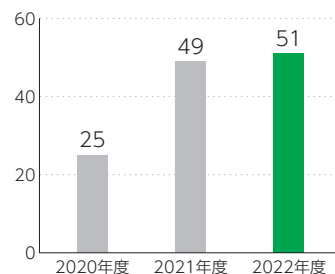
■ 貸出金

(単位：億円)



■ 当期純利益

(単位：億円)



④ 対処すべき課題

2023年度から、向こう10年の長期ビジョン「お客さまの課題解決と地域社会の持続的な成長を牽引する価値共創カンパニー」を掲げ、新中期経営計画（以下、新中計といひます）「第21次中期経営計画～地域価値共創プラン～」をスタートさせました。

今回策定した長期ビジョンは、地域の賑わいや安心、魅力ある企業、身近で便利な金融インフラなどの地域やお客さまの理想が起点となっており、こうした地域やお客さまが理想とする地域像を実現していくための10年先にある当行グループのありたい姿を表現しています。

長期ビジョンの実現を目指して、新中計では、前中計下でのグループ基盤整備、事業再構築等を通じて備わった経営基盤を土台として、CSV（Creating Shared Value：共通価値の創造）の理念を踏襲し、「金融サービス領域の深化」と金融の枠を超えた「新たな事業領域への挑戦」を推し進めます。そして、将来的な連結当期純利益100億円、ROE 5%の到達に向けた第1フェーズとして、高い水準にある自己資本の有効活用と事業ポートフォリオの変革を通じた利益成長軌道をつくり出します。

新中計では、第1フェーズを「地域を支える進化した金融のカタチをつくる期間」として、「ソーシャルソリューションビジネスの高度化」「地域を支える盤石な経営基盤の確立」「多様な人材が働きがいを持ち続ける組織づくり」の3つの基本方針を掲げ、各種施策の遂行にグループ役職員が一丸となって取り組んでまいります。

基本方針Ⅰ「ソーシャルソリューションビジネスの高度化」では、コア事業である金融仲介機能を最大限に発揮しながら地域経済の再生・発展を主導し、包括的なソリューションメニューを提供できる体制を構築するほか、良質なデータの利活用と異業種連携による付加価値の高い金融サービスを提供するとともに、事業ポートフォリオを地域の脱炭素や新たな事業領域に拡大していきます。

基本方針Ⅱ「地域を支える盤石な経営基盤の確立」では、キャピタルアロケーションの最適化によるアセットビジネスの強化とDX推進による経営効率の向上、事業リストラクチャリングとコスト構造改革を断行します。また、現状の総合金融グループ体制を基盤として、地域の循環型経済を支える新たな企業群を形成し、ステークホルダーの皆さまとの対話を重視するほか、高い水準のコーポレートガバナンスを確立します。

基本方針Ⅲ「多様な人材が働きがいを持ち続ける組織づくり」では、地域課題を解決できるプロフェッショナル人材の育成と個人の成長を促す人材投資を積極的に行うとともに、チャレンジ性にあふれた企業風土を組織全体に浸透させ、全ての従業員が誇りと働きがいを持ち続け、安心して活躍できる組織づくりに取り組んでいきます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	2,968,721	3,205,789	3,165,252	3,187,878
定期性預金	1,022,725	1,013,726	978,498	940,658
その他	1,945,995	2,192,062	2,186,753	2,247,220
貸 出 金	1,820,361	1,904,305	1,950,020	2,018,201
個人向け	439,591	472,991	504,145	521,065
中小企業向け	621,596	688,979	671,938	694,651
その他	759,172	742,333	773,936	802,484
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,203,099	1,191,039	1,153,075	1,076,176
国 債	210,187	182,535	184,567	170,455
地方債	375,118	356,571	325,479	290,195
その他	617,793	651,932	643,028	615,525
総 資 産	3,485,152	3,838,835	3,918,950	3,817,982
内 国 為 替 取 扱 高	18,207,081	18,019,943	17,888,619	18,123,009
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 275	百万ドル 245	百万ドル 297	百万ドル 318
経 常 利 益	5,250	5,545	8,124	6,068
当 期 純 利 益	3,810	2,532	4,934	5,107
1株当たり当期純利益	円 銭 213 97	円 銭 143 95	円 銭 282 14	円 銭 294 54

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益を、期中の平均発行済株式数（自己株式を控除）で除して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経 常 収 益	45,244	45,318	44,279	47,591
経 常 利 益	5,320	6,156	7,768	6,457
親会社株主に帰属する当期純利益	3,784	2,896	4,126	5,381
包 括 利 益	△11,286	15,271	△6,577	△6,735
純 資 産 額	187,456	201,631	193,564	185,228
総 資 産	3,485,537	3,840,962	3,920,260	3,820,134

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1, 3 6 6人
平 均 年 齢	4 0 年 4 月
平 均 勤 続 年 数	1 7 年 9 月
平 均 給 与 月 額	3 5 5 千 円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末	
岩 手 県	9 1 店	(うち出張所 2)
宮 城 県	9 店	(-)
青 森 県	7 店	(-)
秋 田 県	1 店	(-)
東 京 都	1 店	(-)
計	1 0 9 店	(うち出張所 2)

- (注) 1. 上記の営業店のうち19店については同一建物内において複数店舗が営業する形態（店舗内店舗）となっております。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を166カ所設置しております。

□. 当年度の新設営業所

該当事項はありません。

- (注) 次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
当年度中に廃止した店舗外現金自動設備（10カ所）

金ヶ崎町役場（金ヶ崎町）	北上オフィスプラザ（北上市）
川徳事務館（盛岡市）	アイーナ（盛岡市）
よこまちストア田面木店（青森県八戸市）	ファル上田店（盛岡市）
マックスバリュ盛岡津志田店（盛岡市）	北工業団地（北上市）
都南総合支所（盛岡市）	盛岡市場内（盛岡市）

ハ. 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二. 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	金 額
設 備 投 資 の 総 額	813

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
1. ソフトウェアの導入・更改	315
2. 本店別館の設備更新	119

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
いわぎんリース・ データ株式会社	盛岡市中ノ橋通 一丁目5番31号	リース業務等	30百万円	100.0%	—
株式会社いわぎん ディーシーカード	盛岡市中央通 一丁目2番3号	クレジット カード業務、 信用保証業務等	20百万円	100.0%	—
株式会社いわぎん クレジットサービス	盛岡市中央通 一丁目2番3号	クレジット カード業務、 信用保証業務等	20百万円	100.0%	—
いわぎんリサーチ＆ コンサルティング株式会社	盛岡市中央通 一丁目2番3号	コンサルティング業務	100百万円	100.0%	—
manordaiいわて株式会社	盛岡市中央通 一丁目2番3号	地域商社業務	70百万円	100.0%	—

- (注) 1. いわぎんコンサルティング株式会社は2022年4月1日付で「いわぎんリサーチ＆コンサルティング株式会社」に社名変更しております。
2. いわぎんリース・データ株式会社は、2023年1月1日付で電算機による処理受託業務の事業を譲渡しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等を行っております。
7. 株式会社秋田銀行との間で、「包括業務提携」（秋田・岩手アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職	その他
田 口 幸 雄	取締役会長(代表取締役)		
岩 山 徹	取締役頭取(代表取締役)		
佐 藤 求	取締役専務執行役員	いわぎんリース・データ株式会社 代表取締役社長	
石 川 健 正	取締役常務執行役員		
新 里 真 士	取締役常務執行役員		
岸 真 英	取締役常務執行役員		
菊 地 文 彦	取締役常務執行役員	manordaいわて株式会社 代表取締役社長	
宇 部 文 雄	取 締 役(社外取締役)		
宮野谷 篤	取 締 役(社外取締役)	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 日本貸金業協会 公益理事 大阪信用金庫 非常勤理事	
高 橋 豊	取 締 役(社外取締役)	株式会社みちのくクボタ 代表取締役会長 高源電機株式会社 代表取締役社長 高源興業株式会社 取締役会長 花巻商工会議所 会頭 特定非営利活動法人花巻青少年少女創造活動 支援協会 理事長 学校法人花巻東高等学校 理事	
千 葉 祐 嗣	取締役監査等委員(常勤)		
藤 澤 秀 一	取締役監査等委員(常勤)		
菅 原 悦 子	取締役監査等委員(社外取締役)		
渡 辺 正 和	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士	
前 田 千香子	取締役監査等委員(社外取締役)	特定非営利活動法人善隣館 副理事長 学校法人スコーレ 理事	

- (注) 1. 取締役監査等委員の千葉祐嗣氏および藤澤秀一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することで、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
2. 第140期定時株主総会終結の時をもって、取締役 高橋真裕氏、取締役 佐々木泰司氏、取締役（社外取締役）高橋温氏、取締役監査等委員（社外取締役）小原忍氏は退任しました。
3. 取締役（社外取締役）宇部文雄氏、取締役（社外取締役）宮野谷篤氏、取締役（社外取締役）高橋豊氏、取締役監査等委員（社外取締役）菅原悦子氏、取締役監査等委員（社外取締役）渡辺正和氏、取締役監査等委員（社外取締役）前田千香子氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4. 取締役監査等委員（社外取締役）前田千香子氏につきましては、戸籍上の氏名は佐藤千香子であります。職務上使用している氏名で表記しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当行は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）について人事担当役員と頭取が役員報酬決定方針の原案を作成し、2021年2月25日開催の定例取締役会において当該決定方針を決議いたしました。

ロ. 当該方針の内容の概要

当行は、「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」との経営理念に基づいて役員報酬制度を設計しています。取締役の報酬水準については、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当行と同業種に属する企業の水準を確認したうえで、決定しております。社外取締役と監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については固定報酬・役員賞与および株式報酬型ストックオプションを、監査等委員である取締役および社外取締役には固定報酬のみ支給しています。

固定報酬は、取締役の役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

役員賞与は、当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員の業績貢献度を総合的に勘案し、内規に基づき原案を作成し、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月に開催する取締役会決議により金額を決定し、年1回毎年6月に支給いたします。なお、役員賞与の変動幅は、固定報酬の0%～50%の範囲内といたします。

株式報酬型ストックオプションは、取締役報酬と株主価値の連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、業績向上および企業価値向上に対する貢献意識や株主重視の経営意識を一層高めることを目的として支給します。具体的な報酬等の額は、新株予約権の割当日において算

定した新株予約権 1 個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額とします。毎年の付与金額は、会長・頭取「上限13,100千円」、代表取締役専務執行役員「上限7,200千円」、取締役専務執行役員「上限6,900千円」、取締役常務執行役員「上限3,400千円」、常勤取締役「上限1,900千円」を上限額とし、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月の取締役会にて発行を決議し、7月の取締役会決議をもって割り当てします。また割当対象者は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、当該新株予約権を行使できるものとします。

当行の役員報酬は、固定報酬、株式報酬型ストックオプションを外部調査機関による役員報酬調査データ等により定め、賞与は当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員の業績貢献度等により決定するため、報酬構成比率（割合）は明確に定めていませんが、目標業績達成時における、固定報酬・役員賞与・株式報酬型ストックオプションの割合は、概ね以下のとおりとなります。

役員区分	固定報酬	役員賞与	株式報酬型 ストックオプション
会長・頭取	7割	1割	2割
取締役専務執行役員	7割	1割	2割
取締役常務執行役員	8割	1割	1割

八、当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会が原案について決定方針との整合性を含め多角的に協議および精査を行い、決定方針に沿うものであると判断し決議しております。

二、上記ロ、の方針以外の会社役員の報酬等の額または算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容の概要

監査等委員である取締役については、固定報酬のみを支給しております。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものとしております。

② 報酬等の額の決定内容

イ、当該定款の定めを設けた日または当該株主総会の決議の日

取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第136期定時株主総会において決議しております。

ロ. 当該定めの内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、役員賞与を含め年額260百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、役員賞与を含めた取締役の報酬額とは別枠で年額80百万円以内の範囲で割り当てることが決議されております。

また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額60百万円以内と決議しております。

ハ. 当該定めに係る会社役員の数

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名（うち社外取締役は3名）です。また、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によるものとしております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	役員賞与	非金銭報酬等	
監査等委員を除く取締役 (うち社外取締役)	261 (11)	194 (11)	20 (―)	46 (―)	13名 (4名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	50 (11)	50 (11)	― (―)	― (―)	6名 (4名)

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 役員賞与は、会社法上の業績連動報酬（施行規則第98条の5第2号）には該当せず、金銭報酬の一部（施行規則第98条の5第1号）として種別しております。また役員賞与の算定の基礎として、当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員の業績貢献度を総合的に勘案し、内規に基づき原案を作成し、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月に開催する取締役会決議により金額を決定し、年1回毎年6月に支給いたします。なお、役員賞与の変動幅は、固定報酬の0%～50%の範囲内といたします。

3. 非金銭報酬等として、監査等委員および社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを交付しております。

当事業年度に係る当該ストックオプションは、「株式会社岩手銀行 第10回株式報酬型新株予約権」であり、その内容は次のとおりであります。

- ・新株予約権の割当日：2022年7月25日
 - ・新株予約権の数：268個
 - ・目的となる株式の種類および数：当行普通株式 26,800株
 - ・新株予約権の行使時期：2022年7月26日から2052年7月25日まで
 - ・権利行使価額（1株当たり）：1円
 - ・権利行使についての主な条件：新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。
4. 支給人数には、2021年6月23日開催の第139期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員を除く取締役1名、2022年6月22日開催の第140期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員を除く取締役3名および監査等委員である取締役1名が含まれております。
5. 第136期定時株主総会で定められた取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬限度額は、次のとおりであります。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く）
 - 年額260百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）
 - 株式報酬型新株予約権 年額80百万円以内
 - 監査等委員である取締役
 - 年額60百万円以内

(3) 責任限定契約の内容の概要

当行は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。当該保険契約の被保険者は、取締役および監査等委員会設置会社移行前（監査役会設置会社）における監査役で、既に退任している役員および保険契約の保険期間中に新たに選任される役員、死亡した役員の相続人も対象となります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
宮 野 谷 篤	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 日本貸金業協会 公益理事 大阪信用金庫 非常勤理事
高 橋 豊	株式会社みちのくクボタ 代表取締役会長 高源電機株式会社 代表取締役社長 高源興業株式会社 取締役会長 花巻商工会議所 会頭 特定非営利活動法人花巻少年少女創造活動支援協会 理事長 学校法人花巻東高等学校 理事
渡 辺 正 和	弁護士
前 田 千 香 子	特定非営利活動法人善隣館 副理事長 学校法人スコーレ 理事

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言状況 および社外取締役が果たすることが期待される 役割に関して行った職務の概要
宇 部 文 雄	9年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
宮野谷 篤	2年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	金融機関出身者として、金融政策に関する豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
高 橋 豊	0年9月	2022年6月の就任以降に開催された取締役会11回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
菅 原 悦 子	4年9月	当期開催の取締役会14回の全てに、監査等委員会14回の全てに出席しております。	学識経験者としての専門的知識や幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
渡 辺 正 和	2年9月	当期開催の取締役会14回の全てに、監査等委員会14回の全てに出席しております。	弁護士としての幅広い法律知識や識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
前 田 千香子	0年9月	2022年6月の就任以降に開催された取締役会11回の全てに、監査等委員会11回の全てに出席しております。	個人事業主・通訳案内士など地域社会に根差した活動を通し、幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	22	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、2022年6月22日開催の第140期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員を除く取締役1名および監査等委員である取締役1名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 49,450千株

発行済株式の総数 18,497千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

8.004名

(3) 大株主

(年度末現在)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,782千株	10.27%
QRファンド投資事業有限責任組合	694	4.00
岩手県企業局	611	3.52
岩手県	576	3.32
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	539	3.10
岩手銀行行員持株会	535	3.08
明治安田生命保険相互会社	441	2.54
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	355	2.04
住友生命保険相互会社	300	1.72
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	263	1.52

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行は、自己株式1,148千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 宮 田 世 紀 指定有限責任社員 神 宮 厚 彦	62	

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当年度中に、2022年3月期英文財務諸表の監査報酬として、有限責任 あずさ監査法人に1百万円を支払いしております。
4. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は63百万円であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会が会計監査人の選解任等について決定・判断するプロセスは、次のようなものであります。

監査等委員会は、平素より当行の経理・財務部門等（以下、経営執行部門といいます）と連携を図り、現任の会計監査人に関して、公認会計士または監査法人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、監査報酬の水準、会計監査人の独立性に関する事項等職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条）等について、監視・検証を行っております。また、監査等委員会は、経営執行部門から会計監査人の活動実態と欠格事由や問題点の有無に関する定性的評価を求めるとともに、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価を行い、選解任等の決定・判断を行っております。また、会計監査人を再任する場合においては、現任の会計監査人が再任に相応しい監査活動を行っているかどうか、選解任等の決定・判断プロセスと同様に監視・検証しております。

なお、上記にかかわらず、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、選任基準に基づき、会計監査人を再任せず、他の会計監査人の選任議案を株主総会に提出することを請求し、選任議案の内容を決定する方針です。

第141期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)		金 額	科 目 (負 債 の 部)		金 額
現預金	現金	646,956	預金	現金	3,187,878
	預金	42,734		現金	57,833
買入金	入金	604,221	当座	普通預金	2,100,946
	預金	5,121		定期預金	67,082
国債	国債	10,700	座	定期預金	916
	債権	1,076,176		定期預金	925,217
地方債	地方債	170,455	の	定期預金	15,440
	債権	290,195		定期預金	20,441
株式	株式	323,538	他	定期預金	253,626
	債権	38,404		定期預金	172,528
債券	債券	253,582	性	定期預金	172,528
	債権	2,018,201		定期預金	14
手形	手形	1,412	入	定期預金	6
	債権	44,261		定期預金	7
引当金	引当金	1,783,351	為	定期預金	18,505
	債権	189,175		定期預金	1,755
外債	外債	2,860	為	定期預金	619
	債権	2,860		定期預金	0
外債	外債	38,123	費	定期預金	2,166
	債権	100		定期預金	57
前未金	前未金	3,036	収	定期預金	63
	債権	3,521		定期預金	13,842
有建	有建	27	入	定期預金	20
	債権	31,437		定期預金	200
無建	無建	14,762	融	定期預金	271
	債権	4,606		定期預金	4,365
前線	前線	8,318	の	定期預金	3,637,409
	債権	19		定期預金	12,089
支	支	88	純	定期預金	4,811
	債権	1,731		定期預金	4,811
資	資	1,825	資	定期預金	160,505
	債権	1,768		定期預金	7,278
産	産	27	利	定期預金	153,227
	債権	30		定期預金	895
の	の	8,004	の	定期預金	144,080
	債権	1,476		定期預金	8,252
部	部	4,365	他	定期預金	△ 4,200
	債権	△ 10,592		定期預金	173,206
合	合		定	定期預金	8,310
	債権			定期預金	△ 1,146
計	計		資	定期預金	7,163
	債権			定期預金	202
計	計		主	定期預金	180,572
	債権			定期預金	3,817,982
計	計		有	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		他	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		価	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		証	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		券	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		評	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		価	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		・	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		換	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		算	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		差	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		額	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		等	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		合	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		計	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		純	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		資	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		産	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		の	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		部	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		合	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		計	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		負	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		債	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		及	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		純	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		資	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		産	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		の	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		部	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		合	定期預金	
	債権			定期預金	
計	計		計	定期預金	
	債権			定期預金	

招集通知

参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第141期（2022年4月1日から
2023年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	42,058	特 別 利 益	100
資金運用収益	27,120	固定資産処分益	100
貸出金利息	17,359	特 別 損 失	69
有価証券利息配当金	9,388	固定資産処分損失	52
コールローン利息	40	減 損 損 失	17
預 け 金 利 息	309	税引前当期純利益	6,099
その他の受入利息	23	法人税、住民税及び事業税	889
役務取引等収益	8,055	法人税等調整額	102
受入為替手数料	1,996	法人税等合計	992
その他の役務収益	6,058	当期純利益	5,107
その他業務収益	1,181		
商品有価証券売買益	0		
国債等債券売却益	1,181		
金融派生商品収益	0		
その他経常収益	5,700		
株式等売却益	5,191		
金銭の信託運用益	33		
その他の経常収益	475		
経 常 費 用	35,989		
資金調達費用	653		
預 金 利 息	121		
譲渡性預金利息	3		
コールマネー利息	26		
債券貸借取引支払利息	50		
借 用 金 利 息	0		
金利スワップ支払利息	447		
その他の支払利息	2		
役務取引等費用	3,776		
支払為替手数料	159		
その他の役務費用	3,616		
その他業務費用	7,316		
外国為替売買損	687		
国債等債券売却損	1,661		
国債等債券償還損	4,967		
営業経費	22,754		
その他経常費用	1,487		
貸倒引当金繰入額	970		
株式等売却損	184		
株式等償却	32		
金銭の信託運用損	22		
債 権 売 却 損	18		
その他の経常費用	258		
経 常 利 益	6,068		

第141期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	647,034	預 金	3,184,537
買 入 金 銭 債 権	5,121	譲 渡 性 預 金	248,326
金 銭 の 信 託	10,700	借 用 金	172,528
有 価 証 券	1,073,191	外 国 為 替	14
貸 出 金	2,010,807	そ の 他 負 債	23,769
外 国 為 替	2,860	役 員 賞 与 引 当 金	20
そ の 他 資 産	54,205	退 職 給 付 に 係 る 負 債	842
有 形 固 定 資 産	14,799	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13
建 物	4,609	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	200
土 地	8,318	偶 発 損 失 引 当 金	271
リ ー ス 資 産	19	繰 延 税 金 負 債	18
建 設 仮 勘 定	91	支 払 承 諾	4,365
その他の有形固定資産	1,760	負 債 の 部 合 計	3,634,906
無 形 固 定 資 産	1,917	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,769	資 本 金	12,089
リ ー ス 資 産	27	資 本 剰 余 金	5,666
その他の無形固定資産	120	利 益 剰 余 金	165,224
退 職 給 付 に 係 る 資 産	6,803	自 己 株 式	△ 4,200
繰 延 税 金 資 産	2,318	株 主 資 本 合 計	178,780
支 払 承 諾 見 返	4,365	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,762
貸 倒 引 当 金	△ 13,991	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,146
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,370
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	6,245
		新 株 予 約 権	202
		純 資 産 の 部 合 計	185,228
資 産 の 部 合 計	3,820,134	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,820,134

招 集 ご 通 知

参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

第141期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	47,591	特 別 利 益	187
資 金 運 用 収 益	26,596	固 定 資 産 処 分 益	100
貸 出 金 利 息	17,341	事 業 譲 渡 益	87
有 価 証 券 利 息 配 当 金	8,881	特 別 損 失	69
コ ー ル ロ ー ン 利 息	40	固 定 資 産 処 分 損	52
及 び 買 入 手 形 利 息	309	減 損 損 失	17
預 け 金 利 息	23	税金等調整前当期純利益	6,576
そ の 他 の 受 入 利 息	9,353	法人税、住民税及び事業税	1,102
役 務 取 引 等 収 益	5,889	法 人 税 等 調 整 額	91
そ の 他 業 務 収 益	5,752	法 人 税 等 合 計	1,194
そ の 他 経 常 収 益	0	当 期 純 利 益	5,381
償 却 債 権 取 立 益	5,751	親会社株主に帰属する当期純利益	5,381
そ の 他 の 経 常 収 益			
経 常 費 用	41,133		
資 金 調 達 費 用	654		
預 金 利 息	121		
譲 渡 性 預 金 利 息	3		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	26		
及 び 売 渡 手 形 利 息	50		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0		
借 用 金 利 息	451		
そ の 他 の 支 払 利 息	3,509		
役 務 取 引 等 費 用	11,597		
そ の 他 業 務 費 用	24,086		
営 業 経 費	1,284		
そ の 他 経 常 費 用	741		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	542		
そ の 他 の 経 常 費 用			
経 常 利 益	6,457		

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 世紀
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 世紀
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第141期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類および附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 岩手銀行	監査等委員会
常勤監査等委員	千葉 祐 嗣 ㊟
常勤監査等委員	藤 澤 秀 一 ㊟
監 査 等 委 員	菅 原 悦 子 ㊟
監 査 等 委 員	渡 辺 正 和 ㊟
監 査 等 委 員	前 田 千 香 子 ㊟

(注) 監査等委員 菅原悦子、渡辺正和および前田千香子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
岩手銀行本店9階会議室

電話

019 (623) 1111 (代表)



当行本店



■交通のご案内

J R盛岡駅東口バスターミナル（6番線・15番線）乗車約10分、「中央通一丁目」下車1分

【お願い】駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

